（金融商品取引法の一部改正）

**第十六条**　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三十の三第五項を削る。

第二十七条の三十の七中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第百八十五条の十二第一項を削り、同条第二項中「前項」を「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているもの」を、「事務を」の下に「、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する」を、「当該事項を」の下に「当該」を加え、同項を同条とする。

（国有財産法の一部改正）

**第十七条**　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第四十一条」を「・第四十条」に改める。

第三十九条を削る。

第四十条中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、第五章中同条を第三十九条とし、第四十一条を第四十条とする。

（公認会計士法の一部改正）

**第十八条**　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五十七第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する相手方が同項の表示をした場合において」を削り、「同項の処分通知等を」を「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものを、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する」に改め、「内容を」の下に「当該」を加え、同項を同条とする。

（政治資金規正法の一部改正）

**第十九条**　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十五の見出し中「使用した報告書」を「使用する方法により行う報告書等」に改め、同条中「会計責任者は、」の下に「第十九条の十において読み替えて適用する」を加え、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「電子情報処理組織」という。）を使用して」を「を使用する方法により」に改める。

第三十二条の二中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、「第二十九条の規定」の下に「（以下この条において「届出等関係規定」という。）」を、「ものは、」の下に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する」を加え、「使用して」を「使用する方法により」に、「これらの規定」を「届出等関係規定」に改める。

（古物営業法の一部改正）

**第二十条**　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

第十九条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項若しくは」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「又は第四項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条に次の一項を加える。

５　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同法第七条第三項の規定は、適用しない。

第三十三条第一号中「第十九条第四項から第六項まで」を「第十九条第三項若しくは第四項」に改める。

第三十七条中「第十九条第五項又は第六項」を「第十九条第三項又は第四項」に改める。

（外国為替及び外国貿易法等の一部改正）

**第二十一条**　次に掲げる法律の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条第二項ただし書

二　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第五項第一号

三　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第一項第一号

四　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十八条の四第一項第一号

五　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第一項第一号

六　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十条の二

七　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第二項第一号

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正）

**第二十二条**　政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二を削り、第十一条の三を第十一条の二とする。

（公職選挙法の一部改正）

**第二十三条**　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五項を削る。

第三十条の二第六項を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

**第二十四条**　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第十三条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

（電波法の一部改正）

**第二十五条**　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項を削る。

（質屋営業法の一部改正）

**第二十六条**　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項」に改め、同条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項」に、「同条第三項」を「同法第七条第三項」に改める。

（質屋営業法の一部改正に伴う調整規定）

**第二十七条**　施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十一年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条中「第二十条第二項ただし書」とあるのは、「第二十一条第二項ただし書」とする。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

**第二十八条**　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

第十三条中「第八条第一項」の下に「（これらの規定を第九条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を加え、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。